

児童発達支援 [定員 10 名] 主な利用料金(目安)

令和 3 年 4 月 1 日改訂

※利用単位数の合計に10.9(さいたま市地域区分3給地の算定)を乗じた額が利用料となります。

※利用料の1割の額が利用者負担額となります。

実際の支払い額は月々利用者負担上限月額までの金額となります。

利用者負担上限月額は世帯によって異なります。(利用者負担上限月額は通所受給者証に記載)

注:3歳～6歳の3月末日までは利用者負担は0円です。

項目		種別・内容	単位	金額	1割額	
基本	児童発達支援給付費	区分Ⅰ(未就学児の割合が70%以上)	885単位/1回	9,646円	964円	
		区分Ⅱ(未就学児の割合が70%未満)	754単位/1回	8,218円	828円	
加算 (法令で定められた加算)	児童指導員等加配加算	児童指導員等を配置している場合に加算 右記のいずれかを加配した場合にそれぞれの単位を加算。区分と従業員数によって加算に変動あり。	その他の従業者	90単位/1回	981円	98円
			児童指導員等	123単位/1回	1,340円	134円
			理学療法士等	187単位/1回	2,038円	203円
	専門的支援加算	上記児童指導員等加配に加え、さらに理学療法士等を配置している場合に加算	児童指導員等	123単位/1回	1,340円	134円
			理学療法士等	187単位/1回	2,038円	203円
	家庭連携加算	居宅を訪問して相談支援をおこなった際に加算	1時間未満	187単位/1回	2,038円	203円
			1時間以上	280単位/1回	3,052円	305円
	事業所内相談支援加算	保護者に対して相談支援をおこなった際に加算	Ⅰ	100単位/1回	1,090円	109円
			Ⅱ	80単位/1回	872円	87円
	福祉専門職員配置等加算	福祉の専門職を配置することにより加算	Ⅰ	15単位/1回	163円	16円
			Ⅱ	10単位/1回	109円	10円
			Ⅲ	6単位/1回	65円	6円
	強度行動障害児支援加算	強度行動障害児児童に対し資格者がサービス提供した際に加算		155単位/1回	1,689円	168円
	個別サポート加算(Ⅰ)	ケアニーズが高い児童に支援を行った際に加算		100単位/1回	1,090円	109円
	個別サポート加算(Ⅱ)	要保護・要支援児童を受け入れた場合に加算		125単位/1回	1,362円	136円
	関係機関連携加算	関係者と連携し情報を共有する取り組みをおこなった際に加算		200単位/1回	2,180円	218円
	送迎加算	車両に乗せて学校→事業所、事業所→自宅、自宅→事業所への各送迎をした際に加算		54単位/1本	588円	58円
欠席時対応加算	急病等により、予約していた利用を中止した場合の加算		94単位/1回	1,024円	102円	
利用者負担上限額管理加算	上限管理が必要な場合の事務手続きを行なっている場合の加算		150単位/月	1,635円	163円	
福祉介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	福祉従事者への処遇改善となる法令で定められた加算	月間合計単位数×0.081/月				
福祉介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)		月間合計単位数×0.010/月				

※当事業所は「区分1:未就学児の割合が70%以上」に該当します。

※当事業所は「福祉介護職員処遇改善加算Ⅰ」に該当します。

※当事業所は「福祉介護職員処特定遇改善加算Ⅱ」に該当します。

※上表は、当事業所に関わる料金のみを掲載しています。

障害児通所支援・障害福祉サービスの料金はこれ以外にもありますので、ご注意ください。